

福山北部生コン サンセットアリーナ神辺（福山市神辺体育館）弓道場

弓具貸出ルール

福山市スポーツ振興課（以下「スポーツ振興課」という。）は、次のとおり「福山北部生コン サンセットアリーナ神辺 弓道場」（以下「弓道場」という。）の貸出弓具のルールを定める。

（貸出目的）

弓具の貸出については、弓道の競技力向上及び競技人口拡充を図るとともに弓道場利用者の利便性向上を目的とする。

（管理運営）

備品の貸出管理者は、スポーツ振興課とする。ただし、その業務の一部を神辺市民サービス課又はスポーツ振興課が契約する第三者に代理させることができる。

（貸出弓具）

貸出弓具は次のとおりとする。

（１）矢 管理番号１～２４

（２）弓 管理番号Ａ～Ｄ

ただし、借用人１人につき、弓は１張、矢は６本までとする。

（貸出の場所）

弓具の貸出は、弓道場利用者に対して認めるものとする。また、使用場所は弓道場内に限定するものとする。

（貸出の条件）

弓具の貸出を受ける場合は、事前に貸出利用登録を行うこと。貸出利用登録については、「福山北部生コン サンセットアリーナ神辺弓道場貸出利用登録書兼誓約書（以下「貸出利用登録書兼誓約書」とする）」を作成し、スポーツ振興課又は神辺市民サービス課に提出すること。また、登録に際しては、次の資格等を証する書類（写し、記録媒体で可）を提示すること。

- ・ 弓道有段者：認許証等の書類
- ・ 高校弓道部の部員：部活動顧問の許可を証する書類及び学生証等

弓具の貸出は、成人かつ弓道有段者に対して行い、利用時に貸出利用登録書兼誓約書を提示することとする。

弓道有段者以外の者が貸出を希望する場合は、成人かつ弓道有段者のもと使用を認めるものとする。

ただし、高校生は事前にスポーツ振興課の承認を受けた高校かつ弓道部顧問の許可を受けた部員に限り貸出を認め、利用時に貸出利用登録書兼誓約書を提示することとする。

（貸出期間及び時間）

弓具の貸出期間は1日以内とし、時間は弓道場の営業時間内に限定する。

（貸出料）

弓具の貸出料は無料とする。

（貸出の一時中止）

弓具の貸出により、管理業務等に支障が生じると判断される場合は、弓具の貸出を一時中止することがある。

（貸出の申込）

貸出申込の受付は、貸出日の当日から先着順とする。

（原状回復義務）

弓具を借り受けた者が故意に当該弓具を損傷した場合は、借り受けた者の負担において修復するか、修復に要した費用を負担するものとする。

（規定外事項）

弓具貸出ルールに定めのない事項については、管理者の指示に従うものとする。